



Title	シンポジウム 東アジアの法哲学の現状と展望 - 相互理解への一歩のために - -目次
Citation	北大法学論集, 41(4), 115-120
Issue Date	1991-03-28
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16784
Type	bulletin (article)
File Information	41(4)_p115-120.pdf



[Instructions for use](#)

講
演

ヘシンポジウム 東アジアの法哲学の現状と展望

—— 相互理解への一歩のために ——

北大法学部

日本法哲学会

IVR 日本支部

共催

開会の辞

報告 I

報告 II

報告 III

質疑応答

韓国法哲学の現状と課題

中国法哲学の現状と課題

中国（台湾）法哲学の現状と課題

（金哲洙）

（劉兆興／訳・鈴木賢）

（林文雄）

去る一九九〇年九月六日、北海道大学学術交流会館において、『シンポジウム…東アジアの法哲学の現状と展望』（北海道大学法学部、日本法哲学会、IVR日本支部共催）が開催された。以下は、このシンポジウムの代表責任者であり、当日の司会を務めた今井弘道の責任によって公表されるこのシンポジウムの記録である。ここではまず簡単に本シンポジウムが開催されるに至った経緯について記しておきたい。

一九八七年に神戸において日本法哲学会が主宰して、IVR (der Internationale Verein für Rechts- und Sozialphilosophie) 世界大会が開催された。その折、日本法哲学会としては、東アジアの何人かの法哲学者を招待し、報告を依頼した。その他にもこの地域からはかなり多数にわたる個別報告者・一般参加者があった。この機会に得た交流の成果を更に次の発展へとつなぐことがそれ以後の課題となったわけであるが、幸いにも日本法哲学会学術大会が一九九〇年に北海道大学で開催されることになったのを機会に、それに合わせてこのようなシンポジウムをもとうという声が上がった。上記三団体が主催し、今井弘道（北海道大学）と鈴木敬夫（札幌学院大学）を中心とする北大法哲学研究会が企画・立案・交渉その他の事務責任を引き受けることになった。それがどの程度の成果を収めたのかは、本文を読んで御判断頂く他ないが、ともあれ本シンポジウムが、日本法哲学会会員や北海道大学法学部のスタッフだけでなく、それ以外の大学関係者や札幌市民の方々の参加も得た上で、どこおりに終わり、その記録をこのような形で公表できるまでに至ったことは、率直に言って我々の望外の喜びである。この企画は、多くの方々にお世話になることよって可能となったものであるが、とりわけ北大法学部学術振興基金の援助なくしては実現不可能であった。御協力頂いた各位にこの場を借りてお礼を申し上げたいと思う。

開会の辞

・開会の辞（司会者：今井弘道・鈴木敬夫）

只今より、「東アジアの法哲学の現状と展望」についてのシンポジウムを開会したいと思います。私共は、本日、このシンポジウムの司会を務めます北大の今井、および札幌学院大の鈴木でございます。

さて、既に御案内の通り、このシンポジウムは、北大法学部・日本法哲学会・IVR日本支部の共催にかかるものでありますが、今このような時期にこのようなシンポジウムを開催するということは、私共といたしまして、ただ単に法哲学の世界にとつてにとどまらず、もっと広い意味において誠に意義深いことと存じております。

日本のいわゆる「元号」で申しますと、今はいろいろな意味をこめながら、「昭和」の時代から「平成」の時代への転換が遂げられつつある時期であります。それが、「昭和」という時代がどのような意味をもった時代であったのか、その時代が今日報告者としておいで下さっている諸先生方のお国とどのような形で関わりをもった時代であったのか、我が真摯に深刻に反省することを求められている時代でもあることは、いうまでもありません。その問題は、我々の日々の時事問題・社会問題として噴出し、直面させられつつある問題の一つの根源をなしておりますが、また同時に法哲学的反省の対象でもなければならぬ性格をもつ問題でもあります。それはまた、とりわけ東アジアと日本との今後の可能な関わりを見据えた上での反省でなければならぬであろうとも思われます。

この時期はまた同時に、このような問題と密接に関連をもちつつ、劉先生や林先生のお国でも、また金先生のお国で

も、まさしく世界史的意義をもつ問題をかかえもっている時期でもあることは、多くを語るを要しないところであります。

このような時期に、しかし我々は、率直にいつてこのような反省の作業に対して必ずしも十分な準備をもっているわけではありません。例えば、金先生のお話を先取りさせていただいて申し上げますが、韓国における自然法と法実証主義をめぐる問題が、そもそも日帝（日本帝国主義）の朝鮮統治の下に置かれていた人々の対応のあり方との関連において出された問題であったということさえ、我々の間では必ずしも十分には知られていない事実なのであります。同様の問題は、無論、劉先生の御報告にも林先生の御報告にも、その基底に流れるものであろうかと存じます。このような事実に対する無知は、おそらくは我々の反省の真摯さを疑わせ、我々の法哲学の視角の浅薄さを告発するに十分な重みをもっているということさえできるものと思われれます。

以上の観点から現在の東アジアにおける法哲学というものを見た時、まずは相互理解すらが欠如しているのであって、この事実の確認とそれの克服からはじめなければならぬといわねばならないように思われます。そしてこのような問題を明確に踏まえることは、私ども日本の法哲学界における問題感覚・問題意識にとつて重要で不可欠な要素となるのではないかと、むしろそうしていかなければならないのではないのでしょうか。そのような形で我々の相互理解の大きな一歩を踏み出すことができれば、このささやかなシンポジウムの意義は立派に果されることになるのだといつてよいかと存じます。この意味においてこの相互理解の試みを、我々は本日お招きした三人の先生方の御議論の真摯な聴衆であるということから出発したいと思います。

しかし、時間が限られておりますので、ここで私どもがこれ以上申し上げることは避けたいと存じます。このシンポジウムの準備と運営に関しては、至らぬところが多々あるかと存じますが、その点につきましては、御出席の方々の活

発な議論の展開によってカバーしていただければ、と願っております。

さて、三先生の御報告に先立ちまして、主催者側から、まず北大法学部の中村睦男学部長と三島淑臣日本法哲学会理事長に三先生に対する歓迎の辞をかねまして御挨拶を申し上げたいと存じます。

・中村睦男北大法学部長挨拶

中国、韓国および中国（台湾）より第一線の研究者をお迎えして、北海道大学で東アジア法哲学シンポジウムを開催するに至りましたことは、早くから準備にあたった今井弘道教授（北海道大学）、鈴木敬夫教授（札幌学院大学）をはじめとする関係者はもとより、主催者の一翼を担わせていただいております北海道大学法学部にとりまして大変名誉なことと考えております。

中国、韓国および中国（台湾）と日本は、地理的に隣りあっており、歴史的にみても文化的にみても、深い関わりがあるのにかかわらず、法学の分野での学術交流は、ようやく最近になって開始されたといっても過言でない状況にあります。今回のシンポジウムの講演者として、東南の地から北の地までご足労いただいた、劉兆興先生、金哲洙先生、林文雄先生は、それぞれの国を代表する法学者であります。母国における法哲学の現状と課題のご報告を受けたシンポジウムの討論のなかで、日本を加えた東アジアの法哲学の相互理解が深められますことを確信しております。

北海道大学は、「豊かに稔れる石狩の野に」、「手稻の嶺黄昏こめぬ」、「雄々しく聳ゆる楡の梢」など、寮歌「都ぞ弥生」のなかで歌われておりますような美しい自然を構内にもっております。法の本質の問題を考えながら大学の構内の自然を散策していただき、本シンポジウムが、中国、韓国、中国（台湾）、日本の相互理解への輝かしい第一歩として参会者の脳裏に刻み込まれますことを願ってやみません。

・三島淑臣日本法哲学会理事長挨拶

本日、このシンポジウムのために遠路はるばる御参加下さいました金先生・劉先生・林先生の御三方に、まず心から感謝の意を表したいと思えます。北海道大学法学部の御協力を得まして、このようなシンポジウムの機会をもつことができましたことは、私共にとりまして、大変有難いことでもあり、また重要なことでもあると思っております。

先程、司会者の方で、この東アジアの間では、相互理解が欠如しているという意味のことを述べられました。私は、むしろ多くの場合、日本の側から東アジアの他の国々に対する理解が一方的に欠如しているという方が正確ではなからうかと思っております。最近では、一方的ではない相互理解へ向けて、日本の方でも新しい動きがでております。現に本日ここで司会を務められます鈴木敬夫教授は、最近、日本帝国統治下における韓国・朝鮮の法体制の問題についての非常に良心的な研究を発表しております。また、韓国・中国等々の法思想の翻訳・紹介をも非常に精力的に進めておられます。日本の法哲学界においても、このようなきざしが少しずつできておるわけです。今日のシンポジウムが、まだ大きなうねりになっていない相互理解へ一步を進める機縁になれば、これにしく喜びはないと考えております。はなはだ簡単ですが、これで御挨拶に代えさせて頂きたいと存じます。